

平成 22 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9 7 2 9 名 証 第 二 部)
問 合 せ 先 : 常 務 取 締 役 安 藤 嘉 章
(電 話 番 号 : 0 5 8 - 2 6 3 - 5 1 1 1)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 22 年 2 月 24 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本新株式発行及び株式売出しの目的】

当社は、昭和 30 年の創業時から人々の健康の増進や福祉の向上、快適な職場環境や住空間の創造に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し半世紀に亘って様々な事業を展開してまいりました。現在は、医療機関や老人福祉施設等において各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてのその専門的な知識と経験を活かし、「清潔と健康」を通じてお客様に安心と安全をお届けしております。

現在の事業としましては、「健康生活サービス」、「調剤サービス」及び「環境サービス」の 3 事業をコアセグメントに、「その他」を加えた 4 事業を行っており、その代表的な事業は以下のとおりです。

1. 健康生活サービス

(1) 病院関連事業

病院、クリニック及び介護福祉施設に対する病院用寝具類・白衣のレンタル、医療関連商品の販売及びレンタル、看護補助業務や手術室や病室等の清掃等の受託運営等、病院運営全般の事業を受託しており、病院、クリニック及び介護福祉施設における各種業務のアウトソーシング化の進行に伴い、業容の拡大が見込めると考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) シルバー事業

介護を必要とする高齢者等に対する介護用品・機器等の販売及びレンタル、その他介護用品類のレンタルに付随したサービスや高齢者向けにバリアフリーにする住宅改造等、介護を必要とする方々に向けて各種サービスを提供しており、高齢者人口の増加に伴い介護用品のレンタル市場が拡大し、安定的に需要が拡大するものと考えております。

(3) 給食事業

病院や福祉施設に特化して、給食の受託運営等を行っており、食中毒事故ゼロの実績を基に新規受託を増やしてまいりたいと考えております。

2. 調剤サービス

調剤事業

連結子会社であるたんぼぼ薬局株式会社が、東海、北陸、関西、四国地区の主に総合病院の門前で調剤薬局の経営を行っており、東海、北陸、関西地区等の医薬分業率の低い地域での出店を加速することにより、業容の拡大が見込めるものと考えております。

3. 環境サービス

リースキン事業

全国に広がる地方本部、代理店からなるフランチャイズ網を活用し、リースキンブランドの環境美化用品のレンタル及び販売に加え、主に病院や福祉施設を対象に建物の清掃・管理等を行っており、院内感染防止を目的とした清掃を医療機関等に提供することによる事業規模の拡大を図ってまいります。

今般の公募増資は、これら成長分野である病院関連事業やシルバー事業でのレンタル用資材の購入及びより効率的衛生的な洗濯工場やメンテナンスセンターの設備拡充費用など、主に設備投資資金を確保するものであり、当社グループの一層の業容の拡大並びに企業価値の向上に資するものと考えております。

また、同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善や株式流動性の向上を図るとともに、株主数の増加を通じてコーポレートガバナンスの一層の強化を実現してまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 650,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成22年3月9日(火)から平成22年3月 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

12日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成22年3月18日(木)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小野木 孝二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 100,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 河 原 照 忠
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額(一般募集における払込金額と同一とする。)を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成22年3月19日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小野木 孝二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出書の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 100,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成22年3月19日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小野木 孝二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1 を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間 平成 22 年 3 月 26 日(金)
(申込期日)
- (6) 払込期日 平成 22 年 3 月 29 日(月)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小野木 孝二に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹会社である野村証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、100,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 22 年 2 月 24 日(水)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

100,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成22年3月29日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年3月19日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がある程度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	17,270,673株（平成22年2月24日現在）
公募増資による増加株式数	650,000株
公募増資後の発行済株式総数	17,920,673株
第三者割当増資による増加株式数	100,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	18,020,673株（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 783,750,000 円については、681,000,000 円を当社の設備投資資金に充当し、残額については全額を借入金の返済に充当する予定であります。また、いずれの支出時期も平成 23 年 3 月期中を予定しております。

平成 22 年 2 月 24 日現在、当社の設備投資計画は以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種 別セグ メントの 名称	設備の内 容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額(百 万円)	既支払 額(百 万円)		着手	完了	
当社 病院関連 事業本部	岐阜県 羽島市 他	健康生活 サービス	医療施設 用レンタル 資産	219	—	増資資金、 自己資金	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	—
当社 シルバー 事業本部	岐阜県 羽島市 他	健康生活 サービス	介護用レ ンタル資 産	300	—	増資資金、 自己資金	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	—
当社 羽島工場 他	岐阜県 羽島市 他	健康生活 サービス 環境サー ビス	洗濯設備	162	—	増資資金、 自己資金	平成 22 年 6 月	平成 22 年 10 月	品質向上 及び燃費 効率向上
(株)トーカ イ(四国)	香川県 高松市 他	健康生活 サービス	洗濯設備 土地・倉 庫 他	150	—	自己資金	平成 22 年 7 月	平成 22 年 12 月	品質向上 及び燃費 効率向上 倉庫の新 設 他
たんぼぼ 薬局(株)	東海地 区他	調剤サー ビス	調剤薬局 店舗及び システム 導入	215	—	自己資金	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	調剤薬局 の新規出 店及び既 存店の品 質向上
合計	—	—	—	1,046	—	—	—	—	—

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を主にレンタル資材の調達及び工場設備の増設へ充当することにより、当社グループの一層の業容の拡大に努めてまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主様への利益還元につきましては、安定的に継続配当することを基本に、当期及び今後の業績並びに安定した商品供給やコスト削減のための設備の更新など基盤整備への投資なども勘案して行うこととしております。当社の要となる「健康生活サービス」の各事業や「調剤サービス」では、業界の再編に伴うM&Aやアウトソーシング化の加速により一層の業容の拡大が見込めると考えており、加えて先の事業を展開するマーケットにつきましても、高齢者人口の増加とともに持続的な拡大が見込まれております。従いまして利益配分につきましても、株主様への短期的な配当利回りの向上ではなく、一層の業績向上を目指し、一株当たりの当期純利益拡大に結びつく戦略的投資に充当したいと考えております。もちろん、将来的に安定成長段階に至りました時は、株主様への還元を厚くすることも重要な選択肢の一つであると認識しております。

また、新たな配当政策としまして、経済環境および当社の利益水準に大きな変動がない限り、平成24年3月期に向けて総還元性向の目標値を15%に引き上げることとし、更なる企業価値の向上に資する適切な設備投資資金等を確保したうえで、段階的に株主様への利益還元を厚くしてまいりたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、業績及び企業価値向上のための設備投資に備える内部留保などを総合的に勘案し決定いたします。なお、平成21年9月24日に業績予想の修正を行い順調に推移しておりますが連結会計年度の業績を鑑み、平成22年3月期の期末配当金につきましては1株につき前期比4円増配の8円とし、年間配当金を8円から12円に修正することを、平成21年11月24日に発表しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、中長期的な視野に立ち、経営体質の一層の強化と将来の事業拡大に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり連結当期純利益	145.82円	389.01円	135.59円
1株当たり年間配当金	8.00円	8.00円	8.00円
実績連結配当性向	5.49%	2.06%	5.90%
自己資本連結当期純利益率	12.79%	28.29%	9.33%
連結純資産配当率	0.68%	0.58%	0.55%

(注) 1. 「自己資本連結当期純利益率」は、連結当期純利益を自己資本（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 「連結純資産配当率」は、年間配当金総額を連結純資産（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	1,840 円	1,390 円	885 円	910 円
高 値	1,980 円	1,432 円	1,098 円	1,420 円
安 値	1,237 円	810 円	650 円	890 円
終 値	1,390 円	880 円	901 円	1,171 円
株価収益率	9.53 倍	2.26 倍	6.65 倍	－倍

(注) 1. 平成22年3月期の株価は、平成22年2月23日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり純利益で除した数値です。平成22年3月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である河原照忠及び当社株主である有限会社小野木興産は、野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。